



なぜ私が被告に！

市東孝雄さん

私は、祖父以来の天神峰の土地で、専業農家として毎日土にまみ

れ農業に打ち込んでいます。安全・安心の無農薬有機野菜を消費者に届けることに生きがいと誇りをもっています。

ところが成田空港会社は、誘導路で家と畑を取り囲み、裁判所まで利用して私から農地を奪い、天神峰から追い出そうとしてきています。そのやり方があまりに卑劣で、驚きあきれています。小作人に何も知らせず土地を売り飛ばして、その後15年間も地代をだまし取っている例がどこにありますか！ 違法を重ねる空港会社が、どうして耕作者の私に明け渡し請求をすることができるのでしょうか。

私はこの裁判は、「耕す者に権利あり」の裁判だと信じています。何が何でも天神峰でこれからも農業を続けていきます。

「国策」と闘い47年。労農連帯掲げ 福島ー沖縄の怒りとひとつになって

安倍内閣は、住民の命よりも金儲け優先の政治をおし進めています。労働者の賃下げと長時間労働、農業や医療を切り捨てるTPPを推進し、原発の再稼働と新設を叫んでいます。沖縄でのオスプレイ配備、辺野古新基地建設から憲法改悪、国防軍創設など戦争への道を突き進んでいます。



こうした反動政治を止めるのは私たち民衆の力です。成田空港反対闘争は47年間、地元住民を無視した暴力的な空港建設に反対し、国や成田空港会社と今も闘いつづけています。

労働者・農民・市民が力を合わせ、私たちが主人公の世の中へ政治を変えていきましょう。

農地取り上げを許さない力が「国策」の横暴をはばむ力になります。負けるわけにはいきません。ご協力お願い致します。

農地取り上げに反対する署名にご協力下さい

市東さんの農地をめぐる経過

- ・1988年
 - 4.12 成田空港会社（NAA）が市東さんに秘密で畑の底地を買収
- ・2003年
 - 12.24 NAAが突然、畑の明け渡しを求める
- ・2006年
 - 7.3 NAAが契約解除の申請書を提出
 - 9.21 堂本千葉県知事が解除の許可決定
 - 10.20 NAAが市東さんの畑の一部を「契約地でない」「不法耕作だ」と明け渡し請求（裁判①）
- ・2007年
 - 7.27 知事決定の無効を求め市東さんが行政訴訟（裁判②）
- ・2008年
 - 10.17 NAAが知事決定に基づく明け渡し請求（裁判③）
- ・2009年
 - 7.4 市東宅を空港に囲い込む誘導路計画報道
- ・2010年
 - 5.17 市東孝雄さん、NAAのデタラメな看板設置に抗議し、不当逮捕される
 - 6.28 市東さんの家の前の市道（通称・団結街道）が封鎖される
- ・2012年
 - 5.28 証人調べ開始。多くの重要証人を認めない訴訟指揮
- ・2013年
 - 2.18 市東孝雄さん本人尋問
 - 3.7 第3誘導路の供用開始
 - 3.27 最終弁論（結審…併合された裁判②と裁判③）

市東さんへの農地強奪判決阻止

7・14 全国総決起集会

【日時】 7月14日（日）

午後1時～

【場所】 千葉市内

【主催】 三里塚芝山連合空港反対同盟

市東さんの農地裁判判決

【日時】 7月29日（月）

午後1時30分～

【場所】 千葉地方裁判所

緊急3万人署名



農地は私たちの命

かけがえのない農地と農民の生活を暴力的に奪おうとする国と空港会社

「国策」につき従う裁判所

農地を奪う不当判決を許さないために皆さんの力が必要です

（写真：玉ねぎの苗を移植する市東さん）

連絡先 成田市三里塚115
北原 鈺治

<http://www.sanrizuka-doumei.jp/>

三里塚芝山連合空港反対同盟



前代未聞の不当裁判

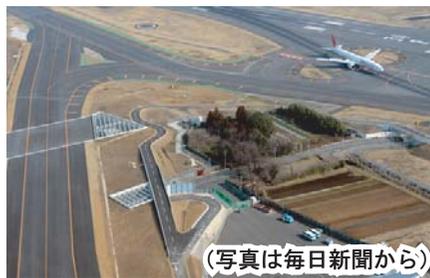
親子3代100年近く耕し続けてきた農地と作業場などが暴力的に奪われる——こんな理不尽なことが今、成田空港建設をめぐって行われようとしています。

金と暴力で農地を奪い、住民を追い出して強行された空港建設は、激しい抵抗によっていまだ完成していません。強制的に土地を取り上げる土地収用法も効力を失いました。そこで空港会社は、成田市の専業農家・市東孝雄（しとうたかお）さんから農地を奪おうと、農地法を悪用した裁判をおこしました（2007年）。判決が7月29日に言い渡されます。

裁判をただす皆さんの声

耕作者に無断での底地の買収、唯一の証拠の偽造など空港会社の違法・不当を全面的に暴いた弁護団の弁論や、市東さんの誠実な意見陳述を受けとめるなら、農地を奪う判決などありえません（後述）。しかし、千葉地裁は空港会社にかたよった裁判進行を行ってきました。不当判決を許さないためには、多くの人々の声が必要です。緊急3万人署名にご協力下さい。

新たに誘導路が造られ（3月7日）、空港の中に取られ（3月7日）、市東さんの家や畑。これが「国策」の姿です。



100年耕作の畑がなぜ取り上げに

問題の畑は、市東孝雄さんの祖父が開墾し、100年に渡って耕作してきた農地です。形の上では小作地ですが自作地と同等の農地で、市東さんが胸を張って「私の畑」と言えるものです。

空港会社は1988年、この畑の底地を市東さんに内緒で地主から買収しました。そして2003年になって突然、「小作権を解約して引き渡せ」と明け渡しを求めてきたのです。

2006年、空港会社の出した明け渡し申請に千葉県知事は許可決定を下しました。この決定は、“従わなければ裁判で強制的に取り上げる”というものでした。

場所が違う！証拠も偽造

空港会社が明け渡しを求めることは農地法の目的をねじ曲げるものです。そもそも耕作者である市東さんに隠した1988年の買収自体が農地法違反です。秘密にしていたため、旧地主に15年間も地代をだましとらせるなど不法行為の連続で、空港会社に「明け渡せ」という資格はありません。

裁判で、さらに重大な問題が明らかになりました。明け渡しという畑の場所を間違え、それを特定するための文書を偽造していました。地主の署名や市東さんの父親の署名まで偽造していたのです。

みんなの問題

これらの違法・不当を見れば「提訴却下」が当然のことです。しかし、原発と同じ国策裁判を進める多見谷寿郎（たみやとしお）裁判長はこれを黙認し、空港会社側にかたよった姿勢を示してきました。裁判は6年間の弁論を経て、3月27日に結審しました。不当な判決を許さない力は人々の声と行動です。

市東さんの農地取り上げは、事実上の強制収用です。9266平方メートルという戦後最大の規模です。労働基準法、教育基本法とともに戦後憲法体系の柱の一つである農地法を破壊・悪用して行おうというもので、市東さん一人の問題ではなく、みんなの権利がかかっています。

多見谷裁判長は原発と同じ国策裁判に加担するな！

への字に曲がった誘導路



左のAとBが取り上げ対象とされた畑。誘導路は農家の声を踏みにじって強行したため、Aの畑のところで滑走路側に「への字」に曲がっています。これでも「安全」「支障なし」としましたが、いまになって、畑を取り上げる裁判を起こしたのです。

市東孝雄さん宅



中央が市東孝雄さん。週に2回、仲間とともに出荷作業。東京・千葉を中心に、直接消費者に有機・無農薬の野菜を届けています